

大阪府監査委員告示第16号

平成20年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年6月30日

大阪府監査委員	品川	公男
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造

(通知文)

福総第1198号
平成21年6月19日

大阪府監査委員	品川	公男	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<身体障がい者更生資金特別貸付事業に係る債権回収等について>

1 監査対象機関

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

2 委員意見

身体障がい者更生資金特別貸付事業については、平成7年に償還期限がすべて満了しているにもかかわらず、5千万円近い未償還額が残っていることから、積極的な債権回収に努めるとともに、本人死亡や自己破産等による償還不能により時効が成立しうる場合については、不納欠損処理を行うなど早期に債権整理の方策を検討されたい。（なお、この意見は健康福祉部に係る意見ともする。）（平成18年度）

3 措置の状況

措置した団体：社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

昨年度作成した債権回収調査書（個別貸付台帳）に基づき、所在の判明している 21 名のうち、未償還で訪問可能な 14 名に対し、文書で督促を実施しました。その結果、居所訪問可能な 10 名に対し、本会の職員による訪問督促を実施しました。

今後も、全国社会福祉協議会作成の「貸付金債権の保全と支払免除の手引」に従って、引き続き、居所が判明している借受人に対する支払督促を行い回収に努めるとともに、全借受人の現況調査を継続し、死亡や破産免責、時効の完成、行方不明、無資力などで回収不能な債権については、徴収停止や債権放棄など、法令に基づく債権整理を大阪府と相談しながら行います。

措置した機関：健康福祉部（障がい保健福祉室）

大阪府社会福祉協議会と協力して支払督促を行いました。

今後も引き続き、借受人（相続人を含む。）及び連帯保証人の現況調査等を実施し、これら調査に基づいて資力がある者については、支払督促を行い回収に努めます。

また、死亡や破産免責、時効の成立、行方不明、無資力などで回収不能と判断される債権については、徴収停止や債権放棄処理を行うなど、法令に基づいた債権整理を進めます。